

公立病院の安定的な経営の確保に向けた診療報酬制度 の見直しと財政支援の拡充を求める意見書

医療機関は、国の定める公定価格である診療報酬で経営を行っており、医療に要する経費の増大を、患者等に医療機関独自で負担を転嫁することはできず、診療報酬改定が経費の伸びに追いつかなければ、必然的に経営が厳しくなる構造的な問題を抱えている。厚生労働省が公表した第25回医療経済実態調査の分析によると、令和6年度決算において、調査回答のあった病院のうち約6割が経常収支で赤字となるなど、全国の大半の医療機関が苦境に陥っているところである。

とりわけ救命救急や小児・周産期医療など、高コストで民間の医療機関では採算性等から対応が困難な政策的医療を担っている公立病院は、極めて厳しい経営状況にある。総務省が昨年9月に公表した令和6年度の地方公営企業等決算によると、公立病院全体の経常収支は、3,952億円の赤字で、また、赤字となった病院の割合も83.3%と、いずれも過去最大であり、本県の県立病院も全国と同様に、令和6年度決算は4病院全てが赤字となり、純損失は約43億円で過去最大となった。

このような公立病院の経営危機は、公定価格である診療報酬制度の下で経営を行わざるを得ない医療機関全体の構造的な問題に加え、採算の厳しい政策的医療を担っていること、診療報酬の改定が原則として2年に1度であること、近年の急激な物価等の上昇に報酬改定が追いついていないことなどが要因であり、公立病院の経営努力だけでは乗り越えることはできない。

そこで、愛媛県は、県立病院が県民医療最後の砦としての役割をしっかりと果たせるよう、政策的医療の赤字を補填するため、一般会計での負担の増額に踏み切ったところである。

国も、令和8年度の診療報酬改定で、人件費等に充てられる本体部分と薬価部分を合わせた全体で2.22%の引上げを決定したほか、地域医療提供体制の確保に向けて、地方財政措置を拡充する方針を示しており、こうした国の取組みを高く評価するが、これまでに累積した巨額の赤字を抱える現状を鑑みれば、先行きが大変危惧される。

地域の医療提供体制の中核を担う公立病院の経営悪化により、必要とされる医療が提供できなくなることは、住民の生命と健康を脅かす重大な事態であり、国が責任を持って対応することが求められる。

よって、国においては、公立病院の安定的かつ持続可能な経営に向け、物価や人件費等の上昇のみならず、政策的医療を担うなどその役割に見合った診療報酬額の大幅な引上げを実施するとともに、急激な物価高騰等に対応できる診療報酬制度へ見直すほか、公立病院の使命である政策的医療を今後とも維持するため、財政支援を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

愛媛県議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官